

東浦町防犯カメラ設置費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全で安心なまちづくりを推進し、犯罪を防止するため、地区自治会等が新たに設置する防犯カメラに対し、その設置費用の一部を補助する東浦町防犯カメラ設置費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、東浦町補助金等交付規則（昭和52年東浦町規則第5号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 犯罪の防止を目的として設置する不特定多数の者を継続的に撮影する装置で、録画機能を有するものをいう。
- (2) 地区自治会等 地区の自治会及びコミュニティ推進協議会をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる団体は、防犯カメラを設置する地区自治会等のうち、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 町長が定めるガイドラインに適合した防犯カメラの運用基準を策定していること。
- (2) 防犯カメラの撮影範囲に住居、事業所、施設等の全部又は一部が入る場合において、その住居の住民、当該事業所又は施設の責任者等の同意を得ていること。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、防犯カメラ、防犯カメラの設置を明示する表示板（以下「表示板」という。）及びこれらの附属品（以下「防犯カメラ等」という。）の購入並びに設置に係る費用とする。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 防犯カメラの設置に係る地代、占用料及び使用料
- (2) 前号に掲げるもののほか、町長が補助対象経費として不適当と認めるもの

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とし、500,000円を限度として予算の範囲内において定める。

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする地区自治会等は、東浦町防犯カメラ設置費補助金交付申請書（様式第1）に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 補助対象経費が分かる見積書の写し
- (2) 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等
- (3) 防犯カメラの設置場所の現況写真及び付近見取図

- (4) 防犯カメラの撮影範囲に住居、事業所、施設等の全部又は一部が入る場合には、その住居の住民、当該事業所又は施設の責任者等の同意書
 - (5) 設置場所を借用した場合には、設置場所の所有権等の権利を保有する者の同意書
 - (6) 第3条第1号の防犯カメラの運用基準
 - (7) 防犯カメラの管理責任者が分かるもの
 - (8) その他町長が必要と認める書類
- 2 補助金の申請は、同一年度内に同一の地区自治会等で1回に限るものとする。ただし、町長が認める場合は、この限りでない。
- 3 補助金の交付を受けて設置した防犯カメラ等の更新については、申請することはできないものとする。
- (完了報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた地区自治会等(以下「補助金受給者」という。)は、防犯カメラの設置が完了したときは、東浦町防犯カメラ設置費補助金完了報告書(様式第2)に、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。

- (1) 防犯カメラの設置等に係る請求書及び領収書の写し
- (2) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図及び写真
- (3) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
- (4) その他町長が必要と認める書類

(財産の管理及び処分)

第8条 補助金受給者は、補助金を受けて取得した防犯カメラ等について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図るものとする。

- 2 防犯カメラ等は、設置した日から起算して5年間は撤去又は移設をしてはならない。ただし、町長がやむを得ないと認めた場合はこの限りではない。
- 3 補助金受給者は、前項に定める期間を経過する以前に、防犯カメラ等を補助金の目的に反して使用し、売却し、又は廃棄しようとするときは、町長に書面で報告し、その承認を受けるものとする。
- 4 町長は、前項の規定により承認を受けた補助金受給者に対し、当該承認に係る防犯カメラ等の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を町に納付させることができるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、この要綱の施行の日から起算して5年を経過する日限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1（第6条関係）

東浦町防犯カメラ設置費補助金交付申請書

年 月 日

東浦町長

申請者 団体名.....
住所.....
代表者名.....

地域防犯のため、防犯カメラを設置する事業について、東浦町防犯カメラ設置費補助金の交付を受けたいので、東浦町防犯カメラ設置費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 補助金交付申請額 金 _____ 円

2 事業費の内訳

総事業費	補助対象経費	補助対象外経費

3 補助対象経費の内訳

内 容	数 量	単 価	算 定 金 額
合 計			

4 防犯カメラの設置場所

5 防犯カメラ設置工事の開始及び完了予定日

年 月 日 ~ 年 月 日

6 添付書類

- (1) 補助対象経費が分かる見積書の写し
- (2) 設置する防犯カメラの概要が分かる図面、カタログ等
- (3) 防犯カメラの設置場所の現況写真及び付近見取図
- (4) 防犯カメラの撮影範囲に住居、事業所、施設等の全部又は一部が入る場合には、その住居の住民、当該事業所又は施設の責任者等の同意書
- (5) 設置場所を借用した場合には、設置場所の所有権等の権利を保有する者の同意書
- (6) 第3条第1号の防犯カメラの運用基準
- (7) 防犯カメラの管理責任者が分かるもの
- (8) その他町長が必要と認める書類

様式第2（第7条関係）

東浦町防犯カメラ設置費補助金完了報告書

年 月 日

東浦町長

申請者 団体名.....
住所.....
代表者名.....

年 月 日付け 第 号で補助金の交付（変更交付）決定を受けた事業が完了したので下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

- 1 防犯カメラの設置場所 _____
- 2 防犯カメラ設置台数 _____ 台
- 3 工事施工業者名 _____
- 4 工事費合計金額 _____ 円
- 5 工事完了年月日 年 月 日
- 6 運用開始年月日 年 月 日
- 7 添付書類
 - (1) 防犯カメラの設置等に係る請求書及び領収書の写し
 - (2) 防犯カメラ及び表示板の設置箇所の位置図及び写真
 - (3) 設置された防犯カメラにより撮影した画像を印刷したもの
 - (4) その他町長が必要と認める書類